

令和2年10月2日

学生支援！

教育ローンに係る利子補給金制度の導入について

本学では、10月1日より、授業料など学費の出費等により経済的に困窮している学生への支援策の一つとして、本学が教育ローンにおける利子の一部を支払うことにより、学生生活の安定と学業への専念を図ることを目的とし、利子補給制度を導入することとしました。

(1) 対象

本学に在学する標準修業年限内の学部及び大学院の正規生

(保護者などが、消費者金融を除く民間金融機関・日本政策金融公庫から教育ローンを借りている学生)

(2) 給付額

- ・借入元金のうち、50万円を上限に、当該年度における残高額に応じた年2%の利子相当額を支給
- ・ただし、当該教育ローンの年利が2%より低い場合は、その利率による

(3) 給付期間

在学期間中

(4) 対象となる教育ローン

借入資金の用途が教育に関する資金で、金融機関等との契約があるもの

(5) 申請月・支給月

申請月は2月又は卒業月の前月、支給月は申請月の翌月払い

(6) 審査手続き

学長が対象者の決定にあたり、学生支援センター長に申請書等に基づき審査を行わせる

(7) 支給

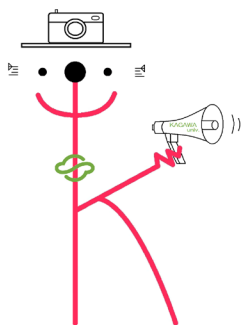
借入金契約書等に記載のある借入者（保護者等）に行う

(8) 資金

利子補給金に要する資金は、香川大学支援基金をもってこれに充当

(9) 実施日

令和2年10月1日（実施日を基準に、借入金契約中の者も対象）



➤ お問い合わせ先

教育・学生支援部 学生生活支援グループ なりしげ 成重・藤原

TEL : 087-832-1160、1161

E-mail : sokokt@kagawa-u.ac.jp